

平成 1 9 年 度

大 竹 市 財 政 健 全 化 審 査 意 見 書
大 竹 市 経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

大 竹 市 監 査 委 員

大 監 第 4 7 号
平成20年 9月11日

大竹市長 入 山 欣 郎 様

大竹市監査委員 黒 田 孝 士
大竹市監査委員 岡 部 健 三

平成19年度大竹市財政健全化及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律法第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

平成19年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	- (%)	13.99 (%)	
連結実質赤字比率	- (%)	18.99 (%)	
実質公債費比率	13.7 (%)	25.0 (%)	
将来負担比率	301.6 (%)	350.0 (%)	

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成19年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は発生していないため、早期健全化基準の13.99%と比較すると、これを下回り良くなっている。

連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は発生していないため、早期健全化基準の18.99%と比較すると、これを下回り良くなっている。

実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は13.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は301.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 工業用水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

工業用水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

公共下水道事業会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 農業集落排水特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

農業集落排水特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 漁業集落排水特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

漁業集落排水特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度 土地造成特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成19年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	- (%)	20.0 (%)	

(2) 個別意見

土地造成特別会計において、資金不足額はなく、資金不足比率は発生していないため、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回り良くなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。